議案第69号

指定管理者の指定について (羽曳野市立生活文化情報センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、下記の団体 を羽曳野市立生活文化情報センターの指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市軽里1丁目1番1号
名称	株式会社みのりの里
代表者名	代表取締役 北村 修一
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 11 月 29 日 提出

議案第70号

指定管理者の指定について (羽曳野市市民会館及び羽曳野市立古市集会所)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体 を羽曳野市市民会館及び羽曳野市立古市集会所の指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田1丁目4番4号
名称	財団法人 羽曳野市施設管理公社
代表者名	理事長職務代行 常務理事 妻谷 彰彦
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 11 月 29 日 提出

議案第71号

指定管理者の指定について (羽曳野市立南食ミートセンター)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体 を羽曳野市立南食ミートセンターの指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市向野2丁目4番14号
名称	南大阪食肉卸商業協同組合
代表者名	理事長和島正義
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 11 月 29 日 提出

議案第72号

指定管理者の指定について (羽曳野市立向野共同浴場)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体 を羽曳野市立向野共同浴場の指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市向野2丁目9番8号
名称	向野町会
代表者名	会長 風呂谷 幸蔵
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 11 月 29 日 提出

議案第73号

指定管理者の指定について (羽曳野市立総合スポーツセンター)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体 を羽曳野市立総合スポーツセンターの指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田1丁目4番4号
名称	財団法人 羽曳野市施設管理公社
代表者名	理事長職務代行 常務理事 妻谷 彰彦
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 11 月 29 日 提出

議案第74号

指定管理者の指定について(羽曳野市立市民体育館、羽曳野市立グレープ ヒルスポーツ公園、羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート、羽曳野市立市民体育 館屋外テニスコート及び羽曳野市立市民プール)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立市民体育館、羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園、羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート、羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート及び羽曳野市立市民プールの指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田1丁目4番4号
名称	財団法人 羽曳野市施設管理公社
代表者名	理事長職務代行 常務理事 妻谷 彰彦
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日 から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 11 月 29 日 提出